

岐阜県立大垣商業高等学校 部活動方針

1 目標

「知・徳・体の調和のとれた豊かな心と健やかな身体の育成」と「明るく、活力ある、地域社会人の育成」の学校目標達成に向け、部活動を通して、心身の伸長と社会性や思いやりの心を育て、よりよい人間関係を築いていける実践的能力を養う。また、学習との両立を図り、努力する態度と実践力を高め、豊かな人間性と人格の形成を図る。

2 部の設置

(運動系)

- | | | | |
|-------------|-------------|-----------|-----------|
| ・野 球 | ・水 泳 | ・男子ソフトテニス | ・女子ソフトテニス |
| ・弓 道 | ・体 操 | ・陸 上 | ・サッカー |
| ・剣 道 | ・男子バレーボール | ・女子バレーボール | ・ソフトボール |
| ・男子バスケットボール | ・女子バスケットボール | ・なぎなた | |

(文化系)

- | | | | |
|-------|---------|------|------|
| ・ESS | ・書 道 | ・茶華道 | ・吹奏楽 |
| ・演 劇 | ・コンピュータ | ・速 記 | ・簿 記 |
| ・ワープロ | | | |

3 活動時間・休養日

- ・学期中の休養日 原則、休日1日以上を含む週2日以上とする。
- ・長期休業中の休養日 原則、学期中に準じた扱いを行う。
- ・1日あたりの活動時間 原則、長くとも平日では2時間程度、休日(学期中の週末を含む)は3時間程度とする。
- ・その他
 - 1) トレーニングの一環として行う朝練習等は生徒の自主的活動とする。安全配慮の観点から、顧問が見届け可能な範囲とする。
 - 2) 事故防止の観点から、必要な予備的活動を十分に確保する。
 - 3) 学期中の週末に大会等で活動した場合は、休養日を振り替える。
 - 4) 試合時期や長期休業など、まとまった練習時間が必要な場合においても、活動日数や休養日を振り替える。
 - 5) 生徒・職員向けの活動チェックを定期的に行い、適正な活動維持に努める。

4 体罰等の禁止

部活動顧問(社会人指導者・外部指導者を含む)は、生徒の発達段階や健康状態等を総合的に判断して指導にあたり、練習・試合・合宿等いかなる場合にあっても体罰・ハラスメント・不適切な発言の無い指導を徹底する。

5 安全配慮と緊急体制の整備

日頃から安全点検や安全指導・危機管理体制の確認等、事故防止に取り組む。

- ・安全点検 → 活動前には指導者が安全確認を必ず行う。活動中であっても常に安全に対する配慮を怠らず指導する。
- ・危機管理 → 活動場所には救急体制の組織図やマニュアルを置く。

6 保護者の理解と協力

保護者に対し、活動方針や年間・月間練習計画等の情報提供を行い、保護者と学校の相互理解のもと活動を運営する。